

60 土石流から生命・財産を守る桜島の治山施設

鹿児島県（鹿児島市）



○所在場所

鹿児島県鹿児島市
あこうばる
赤生原外



○施設工法の概要

各溪流ごとに連続して配置している溪間工、護岸工、水路工などの治山施設

○解説

桜島の治山事業は、昭和37年から50年まで鹿児島県が防災工事として実施していましたが、火山活動の活発化に伴い、土石流の発生や山腹の崩壊の拡大などがあり、昭和51年度から民有林直轄治山事業として実施しています。

桜島は依然として活発な火山活動を続けており、桜島の上部の土砂生産の根源地を放置したまま事業を進めなければならない特殊性が、他地域の治山工事の対象地と異なった厳しい施工条件となっています。土砂崩壊の防止や航空緑化などにより、緑化が図られ、土石流の発生が抑制されています。

漁場保全のため、ボラ（火山噴出物）の流出防止対策を実施するなど、漁業者の要請にも応えています。



○ 崩壊斜面の安定化を図るため、土留工等により崩壊地の拡大や土砂の流出を防止。
○ また、人力施工が困難な箇所はヘリコプターによる緑化を実施。

問い合わせ先：九州森林管理局治山課 TEL：096-328-3632
鹿児島県森づくり推進課 TEL：099-286-3388